

## 飲食店向け 第10期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

兵庫県による時短要請により、1月27日(木)から3月6日(日)までの休業・営業時間短縮の要請に応じていただいた飲食店を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を兵庫県が支給します。

(対象者) 兵庫県の要請に応じて休業・時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者の方

(支給要件) 原則として、定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業(休業を含む)等に協力していただいた店舗単位に支給します。

(対象期間) 第10期：令和4年1月27日(木)～3月6日(日)

(申請期間) 令和4年3月7日(月)～4月15日(金)

(協力金額) 「兵庫県新型コロナ対策適正店認証制度」の取得や対応内容により下記の通りとなります。

(パターンA) 要請期間の初日以前から「認証店」であった場合

区分	店舗の対応	適用される協力金日額
時短営業1.	21時までの時短営業(酒類提供20時30分まで)	2.5万円～7.5万円
時短営業2.	20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業	3万円～10万円
時短営業1.	時短営業期間の途中で、時短営業1.から時短営業2.へ、または時短営業2.から時短営業1.へ変更	(時短営業1.を行った日)2.5万円～7.5万円
時短営業2.		(時短営業2.を行った日)3万円～10万円

(パターンB) 要請期間の途中で「認証店」となった場合

区分	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店	非認証店時：20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業	(時短営業を行った日)3万円～10万円
時短営業1.	認証店となった後	(時短営業1.を行った日)2.5万円～7.5万円
時短営業2.		(時短営業2.を行った日)3万円～10万円

(パターンC) 要請期間を通して「非認証店」であった場合

区分	店舗の対応	適用される協力金日額
非認証店	20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業	3万円～10万円

※第11期：3/7～3/21の時短要請分については、詳細が決まり次第兵庫県より公表されます。

(お問い合わせ) 兵庫県時短協力金コールセンター 078-361-2501 (平日9:00～17:00)

(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jitankyouryokukin10.html>)

## 事業復活支援金について

給付対象は次の①②を満たす中小法人・個人事業者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火)

(お問い合わせ) 相談窓口 0120-789-140 (土日・祝日含む全日8:30～19:00)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

## 中小企業事業再構築補助金

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- (a)2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高がコロナ以前(2019年又は2020年1~3月)の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b)2020年10月以降の連続する6ヶ月間のうち任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。  
※上記の条件を満たさない場合には、以下の項目を満たすことで申請可能です。  
(a')2020年4月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3ヶ月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。  
(b')2020年10月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3ヶ月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と作成し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員1人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加すること。  
■中小企業:補助額100万円~従業員数に応じて8,000万円 補助率:2/3(6,000万円を超える部分は1/2)  
■中堅企業:補助額100万円~従業員数に応じて8,000万円 補助率:1/2(4,000万円を超える部分は1/3)

※第6回以降の公募では、事業類型や要件が変更になる可能性がありますので、ご注意ください。

(お問い合わせ)事業再構築補助金コールセンター(日祝日を除く9:00~18:00)

<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話用>03-4216-4080

## ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金について

生産性向上や、新サービスを行うための機械導入に活用できる補助金です。

補助上限：一般型 [通常枠] 750万円~1,250万円 (※)

[回復型賃上げ・雇用拡大枠] 750万円~1,250万円 (※)

[デジタル枠] 750万円~1,250万円 (※)

[グリーン枠] 1,000万円~2,000万円 (※)

グローバル展開型 3,000万円 ※従業員規模により補助上限の金額が異なります。

補助率：一般型 [通常枠] 1/2 小規模事業者等 2/3 [回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3

[デジタル枠] 2/3 [グリーン枠] 2/3

グローバル展開型 1/2 小規模事業者等 2/3

補助要件【基本要件】以下を満たす3~5年の事業計画の策定及び実行

・付加価値額 +3%以上/年・給与支給総額 +1.5%以上/年・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

締切：5月11日 17:00 ※電子申請 ※相談を希望される場合は、事前に商工会へご連絡ください。

(お問い合わせ)加東市商工会 経営支援課 42-0253

## 兵庫支部の健康保険料率と介護保険料率が変わります

令和4年3月分(4月納付分)から、健康保険料率、介護保険料率が変わります。

健康保険料率

令和4年2月分(3月納付分)まで  
10.24%



令和4年3月分(4月納付分)から  
10.13%

介護保険料率

令和4年2月分(3月納付分)まで  
1.80%



令和4年3月分(4月納付分)から  
1.64%

(お問い合わせ)全国健康保険協会 兵庫支部 078-252-8701 (平日 8:30~17:15)